

大阪市告示第255号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の変更を検討しているため、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公示する。

なお、当該事業計画の変更について、利害関係人は縦覧期間内に大阪市に意見書を提出することができる。

令和7年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 変更に係る予定処理区域

大阪市寝屋川北部流域関連公共下水道

大阪市寝屋川南部流域関連公共下水道

大阪市大和川下流西部流域関連公共下水道

2 工事の着手年月日

昭和47年8月28日

3 変更に係る工事の完成予定年月日

令和13年3月31日

4 縦覧（意見募集）期間・縦覧場所

（1）期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月6日（木）まで

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで）

※ ただし、土曜日、日曜日は除く。

（2）場所

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

ATCビル ITM棟 6 階西側

建設局下水道部調整課（事業計画担当）

5 意見の提出方法

意見については所定の用紙に記載の上、縦覧期間内に担当まで提出すること。

なお、用紙は縦覧場所にて配布する。

6 意見の検討結果の公表

後日、ホームページ上にて公表する。

7 問い合わせ先

建設局下水道部調整課（事業計画担当）

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号（ATCビル ITM棟 6 階）

TEL 06(6615)7594 FAX 06(6615)7690

（建設局下水道部調整課）